

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

入札説明書等に関する質問回答 【第3回】

令和元年12月16日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

1. 本質問回答は、令和元年11月25日(月)から11月26日(火)までに受け付けた瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業の入札説明書等に関する質問を、項目順に整理するとともに回答を付したものです。
2. 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。
3. なお、本回答は、現時点での機構の考え方を示すものであり、今後変更する可能性がありますので、御注意ください。最終的には、入札説明書等(入札説明書、要求水準書、契約書(案)等)に基づいてください。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第3回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
1	入札説明書	21		4	(7)	4)	ア		提案書に関するヒアリング(予定)	前回の質疑で提案書に関するヒアリングは実施するとの回答でしたが、具体的には何日辺りをご予定しているのでしょうか。冬休みもあり、1月前半ですと、提案書提出後直ぐに準備をしなければならないことから、目安でもよいので、実施日をご教示ください。	ヒアリングの実施時期としては、1月下旬を想定しています。
2	様式集	5		5	(5)	1)		①	様式45設計内訳書の冊数	様式45(設計内訳書)は様式19から44と同様に正本1部、副本20部とありますが、提案書の詳細な仕様、内訳金額を示す本様式は、提案内容を示す他の様式と性質が異なります。提出枚数の制限がなく、出力容量も大きくなることが想定されるため費用が過大にかかります。つきましてはデータで提出することを鑑み、必要最低限の提出部数に絞っていただきますようお願いいたします。	ご意見を踏まえ、様式45についてはデータと正本(紙資料)1部のみ提出とします。なお、紙資料はその他の提出書類と別冊にしても構いません。
3	要求水準書	26	3	3	2			⑦	流動化処理土施工について	文中「施工量が比較的少量(深度200m:約50m ³ 、深度300m:約50m ³ 、深度400m:約25m ³)」とありますが、主立坑および換気立坑深度100mが無いのは施工する必要がないためと考えてよろしいでしょうか。なお、図面目録No.169覆工コン段差箇所位置図においても施工図がなく、また内訳書No.8 1-12およびNo.11 2-12 GL-100m予備ステージにも充填工がありません。ただし、現場では深度100m予備ステージにおいて、覆工コンとの段差が存在します。	ご理解の通りです。100m予備ステージの埋め戻しに流動化処理土を使用することは考えていませんが、事業者の判断で使用することは可能です。
4	要求水準書	29	3	3	7	(2)			動作確認試験について	「モニタリング装置地上化工事は埋め戻し工事が深度40mに達した時点で一旦中断し、立坑設備の撤去後、地上まで設置すること。地上部も含めた全装置の設置終了後、全ての観測区間の水圧測定、採水作業に関わる作動確認試験を行うこと。」とありますが、地上からGL-100mの動作確認の内容につきご教示ください。	全観測区間において、採水が可能であることを確認してください。
5	要求水準書	30	3	4	4	(1)		② ④	排水処理設備撤去	「②排水処理設備は水質汚濁防止法に基づく特定施設に該当する」と記載がありますので、土壤汚染対策法に基づく調査は必須と思われます。また「汚染土壤が確認された場合に撤去・処分が発生する場合の費用については、別途、機構と協議の上、決定するものとする。」とありますが、事業者の帰責事由とはならないと思われますので、改めて調査費用および処理費用は機構負担としていただきますようお願いいたします。	汚染土壤が確認された後に発生する費用は機構が負担します。
6	要求水準書	31	3	4	8			①	堆積場整備	「堆積場内に設置されているコンクリート構造物は全て撤去し、素掘水路を設置すること。」とありますが素掘水路の断面形状と施工範囲をご教示ください。	設計図書のN0.161、162に記載していますので、ご参照ください。
7	要求水準書	31	3	4	9	(1)		①	準備工事	破損の恐れのある境界杭等は予め測量をし、控えを取るよう記載がありますが、準備工事前に既設境界杭等の存否を確認するため、地積測量図等と事業地内の境界杭等を照会し、境界杭等の明示をいただきますようお願いいたします。	境界杭の測量図等については、別途提示します。
8	要求水準書	38	4	1	4				貸与品	貸与品の「継続使用に伴う動作不良・故障・不具合」について、使用者の誤操作・誤使用を伴わない経年劣化による不具合は機構の負担により修理いただくと理解してよろしいでしょうか。また、貸与品の購入時期、購入額、貸与年数およびこれまでのメンテナンス履歴とその費用をご教示ください。	貸与品は、貸与が可能な物品であり、使用を強制するものではありません。使用中に経年劣化による不具合が生じた場合は、事業者の負担により修理願います。貸与品のメンテナンス履歴等の情報は別途提示します。

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第3回) >

No	資料名	質問箇所								項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -	- -			
9	要求水準書	38	4	1	4					貸与品の継続使用による動作不良・故障・不具合については、事業者の責により修理し使用することとなっていますが、製造から10年以上経過したものについて、交換部品等がメーカーにない場合も考えられます。事業者で新品購入等の対応をする必要がありますか。また、代替え品がない場合はどのように対応すればよいかご教示ください。	貸与品の修理や購入は事業者で対応をお願いします。なお、代替え品がない場合は、観測の中止も含めて、機構と事業者で協議します。	
10	要求水準書	49	4	7						地下水観測システムの維持管理において、事業者が適切な業務を実施する上で異常が発見された場合の修理・交換については、実施方針の添付資料3リスク分担表「維持管理水質観測環境調査リスク_施設損傷リスク_43により機構負担として、見積対象外と考えてよろしいでしょうか。	事業者が適切にシステムを使用していて異常が発見された場合については、異常の内容・原因に応じて協議により、その後の対応を決定します。異常の内容が事業者の責によらない場合は、見積対象外とします。	
11	要求水準書	51	4	7	2					同項で示された「300L 貯水タンク（2～3個）」他の貸与可能品について、購入時期、購入額、貸与年数およびこれまでのメンテナンス履歴とその費用をご教示ください。	No.6の回答をご参照ください。	
12	要求水準書	61	5	2	2	(1) (2)				(1)観測装置の概要には「【別図5.25】に設置されている地上観測設備については、令和4年1月までに撤去・埋戻し閉塞を行う。」とありますが、(2)観測孔閉塞時期と閉塞形態①には、「地上観測設備の表層水位観測孔、傾斜観測孔については令和4年度から令和9年度末までの間に行うこと」と示されています。【別図5.25】【別表5.2】以外に地上観測設備はありますか。同じ観測設備を示していればどちらの時期が正しいのかご教示ください。	(1)の記載が正しいので、(2)の記載を修正します。また、地上観測設備は【別図5.25】、【別表5.2】に示しているものが全てです。	
13	要求水準書	61	5	2	2	(2)			③	「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法（環境省自然環境局）」を参考にしてと示されていますが、対象となる観測孔は温泉法の対象となっていますか。また、対象となる場合、撤去時に県知事に報告義務がありますので、届出の提出の有無をご教示ください。	温泉法の対象にはなっていません。	
14	要求水準書	61	5	2	2	(2)			③	「可燃性天然ガスが発生する温泉井戸埋戻し方法（環境省自然環境局）」を参考にしてと示されているが、これまでに可燃性天然ガスが観測された観測孔はあるのかご教示ください。	可燃性ガスが観測されたことはありません。	
15	要求水準書	61	5	2	2	(2)			③	現状復帰を念頭に、孔全体を砂・砂利、粘土（ベントナイト等）、モルタル・コンクリート等を組み合わせて埋戻すことと示されていますが、埋戻し材を変更する基準はあるのかご教示ください。	埋戻し材を変更する基準はありません。埋戻し材のレイアウトについては、孔内の状況を踏まえ、海外事例などを参考に協議により確定します。	
16	要求水準書	61	5	2	2	(2)			④⑤	MPシステム及びS PMPシステム設置孔において、現時点で正常に稼働していない箇所（計測装置、パッカー等）はありますか。また、仮に不具合がある場合は、その場所と状況を事前にご教示ください。	現時点で、測定の不具合箇所はありません。	
17	要求水準書	70								【別図1.3】【別図4.1】【別図4.2】【別図4.3】【別図4.4】【別図4.5】【別図5.25】に示された観測孔・調査の位置が図面では読み取れません。各観測孔・測定位置の正確な位置および周辺状況がわかる資料をご教示ください。立ち入りに際して土地所有者の了承を必要とする場所については、当該土地所有者への立ち入り許可に関する協議は機構にて実施すると理解してよろしいですか。	左記別図のデータは、別途提示します。必要があれば事前に現地立会をします。立ち入りに際して土地所有者の了承を必要とする場所については、土地所有者との協議は機構にて実施します。	
18	要求水準書	70								【別図5.1】～【別図5.19】に示された図および文字が読み取れない場所があるのでわかりやすいものをご教示ください。また、【別図5.20】～【別図5.24】に示された写真についても同様にわかりやすいものをご教示ください。	左記別図のデータは、別途提示します。	

瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業

< 入札説明書に関する質問回答(第3回) >

No	資料名	質問箇所							項目	質問内容	回答
		頁	章	1 節	(1) 条	1) 項	ア 号	① -			
19	事業契約書 (案)	6	2		15	3			第三者に対する損害	<入札説明書に関する質問回答(第2回)>No.29にてご回答いただきましたが、工事の施工に伴う騒音、振動等は事業者側では通常避けることができない損害として公共工事標準請負契約約款では発注者負担となっています。事業者側でも低騒音型の機材を導入するなど必要な対策を検討したいと考えます。それでもなお、上記のような第三者損害が発生した場合には機構負担としてご再考いただきますようお願いいたします。	本件事業は、PFI事業であるため、選定事業者には積極的に善管注意義務を果たしていただく必要があると考えています。 なお、発生した事象が、他の民間事業者が実施しても回避することが見込めないといった事由がある場合など、事業者が負担する合理的な理由が見いだせない場合においては、機構が負担します。
20	事業契約書 (案)	10	4	3	32	2			坑道埋め戻し及び原状回復業務期間変更の場合の費用負担	<入札説明書に関する質問回答(第1回)>No.50および(第2回)No.34にてご回答いただきましたが、不可抗力による土地返還が遅延した場合の増加費用及び損害を事業者側で負担することはできません。つきましては不可抗力の場合は機構の負担としていただきますようお願いいたします。	不可抗力による土地返還が遅延した場合の増加費用としては、市有地賃貸借料を想定していますが、その増加費用については機構で負担します。
21	事業契約書 (案)	29	11		96	3	(2)		著作権の利用等	<入札説明書に関する質問回答(第2回)>No.48にてご回答いただきましたが、たとえば機構ホームページに提案書を掲載する等、広く一般に公開することを前提としたものではないと理解しております。提案書の内容は事業者のノウハウに関するものが含まれます。本条項の使用許諾(成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること)が本事業の事業者の選定手続及び契約手続を超える場合、事業者の開示の可否の確認をとるなど、ご配慮いただきますようお願いいたします。	承知しました。
22	その他								設計内訳総括表	坑道埋め戻し等工事費の3. 仮設備工事3-2排水処理工の数量が変更になっております。 当初数量と変更数量の根拠資料の提示をお願いいたします。 また、実績数量が増加した場合の増加費用は原子力機構に負担いただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	埋め戻しの施工対象範囲や工程計画の見直しにより数量を変更しました。数量の根拠はこれまでの工事における湧水量(実測値)を元に、埋め戻し計画工程の湧水量に対する薬剤使用予定量を算出しています。湧水量データとして、下記報告書を提示します。 また、排水処理に関わる薬剤使用量、泥土処理等に増減が発生した場合は費用の増減対象としますが、適正に管理し、できる限りの浪費対策に努めてください。 【参考報告書】 超深地層研究所計画における研究坑道での湧水量計測データ集; 2014~2015年度 JAEA-Data/Code 2017-003, 46 Pages, 2017.03 https://doi.org/10.11484/jaea-data-code-2017-003
23	その他	8							特定事業の選定について	VFM算定にあたってP8以降の「別紙 定量的評価の前提条件」の記載からは、坑道埋め戻し及び原状回復費に関する費用は、SPCより業務委託を受ける民間事業者の一時立て替えを想定し算定したようにも読み取れますが、SPCに対する金融機関の融資は想定せずに算定されたということでしょうか。	同表の「資金調達に関する事項」に記載のとおり、市中借入を前提に算定しています。
24	その他	8							特定事業の選定について	本事業はサービス対価原資の特殊性からSPCへの金融機関の融資がつかない可能性があり、SPCより業務委託を受ける民間事業者の一時立て替えの必要も想定されます。金融機関の融資の有無によっては民間事業者の一時立て替えの社内金利と金融機関の市中金利との差による利子差額が発生しVFMに影響する可能性があります。VFM算定においては織り込み済みの条件でしょうか。	No.20の回答のとおり、定量的評価では、市中借入を前提に算定しております。なお、資金調達方法については、事業者の提案に委ねます。